

○横浜市都市計画審議会条例

最終改正：平成 24 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 横浜市議会議員
- (3) 横浜市の住民

(委員の任期)

第 3 条 前条第 2 項第 1 号及び第 3 号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 4 条 市長は、審議会に特別の事項を調査、審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、2 年をこえない範囲で、その審議事項の調査、審議が終了したときまでとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第 7 条 審議会に、特定又は専門の事項を調査審議するため、小委員会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、建築局において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。